

シリーズ 107 **大口町コミュニティバス** について
ご紹介します！

4/1(月)からコミュニティバスのダイヤが変わります

4月1日より「自動車運転者の時間外労働の上限」について法改正がおこなわれます。これに伴い、本町のコミュニティバスのダイヤ等も見直さざるを得なくなり、減便やルート変更等が生ずることとなります。

ご利用いただいている皆さんにはご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしく願いいたします。

今回のダイヤ改正の目的

ドライバーの労働条件は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」（厚生労働省）によって改善が図られており、4月1日から

新たな改正内容が適用されます。改正後はドライバーの更なる労働条件向上のため、拘束時間や休憩時間等のルールが変更となります。

改正後の改善基準告示要件を満たした上で、これまでの運行を確保するためには、ドライバーの増員が必須となります。しかし、ドライバー不足が全国的な社会問題となっており、それはこの地域でも同様で、ドライバーの増員は困難といわざるを得ません。よって、全ルートにおいて減便し、運行時間を削減することで法令に則った改善基準告示への対応を図ります。

改善基準告示への対応



路線名	変更内容	
基幹ルート	平日朝便	減便
	毎日運行便	減便
	平日夕便	減便、最終便の繰り上げ、発着時刻の変更
北部ルート	平日朝便	減便、発着時刻の変更
	毎日運行便	変更なし
	平日夕便	減便、最終便の繰り上げ、発着時刻の変更、バス停の廃止、ルート変更
中部ルート	平日朝便	バス停の廃止、ルート変更
	毎日運行便	減便、発着時刻の変更、バス停の廃止、ルート変更
	平日夕便	変更なし
南部ルート	平日朝便	減便、発着時刻の変更、バス停の廃止、ルート変更
	毎日運行便	減便
	平日夕便	減便、最終便の繰り上げ、発着時刻の変更、バス停の廃止、ルート変更

順次、各バス停に変更内容の掲示をします。今回の改正内容を反映した新しい時刻表は、3月中旬頃に役場、ほほえみプラザ2階町民活動センター、バス車内等に設置します。（広報紙への折り込みはしません。）

大口町ホームページからもご覧いただけますのでご利用ください。

問合せ先 町民安全課 ☎ 95-1966



コミュニティバスサポート隊と一緒に活動して下さるメンバーを随時募集しています。今後もいろいろ企画していきますので、興味のある方は、ぜひご連絡ください。

回数券・1日乗車券 11枚綴り販売場所

バス車内・喫茶ほほえみ・憩いの四季・御桜乃里・一期一会荘・さくら総合病院・大口町役場会計室

1全路車線 100円 小学生以下無料
一日乗車券 200円 車内にて販売

問合せ先 NPO法人まちなっと大口 月曜日から土曜日(祝日除く) 午前9時から午後5時 (正午から午後1時を除く) ☎ 22-6642